

1 Minute News

小嶋税務会計事務所

〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

平成 28 年税制改正③～消費税の改正

Q 12月末に平成28年税制改正大綱が発表されましたが、この中で、**消費税に関する改正のポイント**はなんでしょうか？

解説

消費税率の改正にともない、軽減税率の範囲、請求書の記載方法などが設けられました。ただし、具体的な取扱いは今後徐々に明らかになる見込みです。

1. 軽減税率の導入

平成29年4月1日から消費税率が8%から**10%**になることに伴い、**酒類及び外食を除く飲食料品と定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞**について軽減税率の8%が導入されます。

2. 現行制度との比較

区分	現行制度	平成29年4月1日以降	平成33年4月1日以降
方式	請求書等保存方式	区分記載請求書等保存方式	適格請求書等保存方式 (インボイス方式)
請求書発行義務	発行義務なし ※免税事業者も発行可能	発行義務なし ※免税事業者も発行可能	適格請求書の交付義務有り ※免税事業者は、適格請求書の発行は不可
仕入税額控除の要件	請求書の保存等が要件 ※免税事業者からの控除可能	区分記載請求書の保存等が要件 ※免税事業者からの控除可能	適格請求書の保存等が要件 ※免税事業者からの控除不可 ただし、経過措置で3年間80%、次の3年間は50%の控除可能

3. 請求書の種類

区分記載請求書…現行の請求書の内容に追加して、**内容ごとに8%と10%を区分して記載**したもの

適格請求書…区分記載請求書に、**登録した発行会社の社名、事業者番号等を記載**したもの

要するに…

消費税率のアップに伴い、食料品など一部、**軽減税率が導入**されます。これに伴い、請求書の記載内容等にも変更があります。まだ、一部、取扱いについて不明瞭な部分が残っていますが、詳細は今後、徐々に明らかになると思われます。